

平成25年度 電気通信施設点検業務等に関する説明会

平成25年1月22日

中部地方整備局

企画部情報通信技術課

この資料の入札参加要件等は標準案であり、中部地方整備局のホームページにて事務所等の入札公告・入札説明書をご確認下さい。

※中部地方整備局ホームページ(点検業務等の入札公告が掲載されているページ)のURL:
<http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/buppin/bukoukoku/index.htm>

平成25年度 電気通信施設点検業務等に関する説明会

目 次

1. 電気通信施設点検業務等の概要
2. 本年度改正点
3. 電気通信施設点検基準等の入札手続き
4. 電気通信施設点検業務等の入札参加要件
5. 電気通信施設点検業務等の履行環境
6. 電気通信施設の点検基準（案）・積算基準（案）
7. 電気通信施設点検業務等の発注スケジュール
8. その他

1. 電気通信施設点検業務等の概要

(1) 電気通信施設点検業務とは

中部地方整備局管内に整備されている河川及び道路管理用電気通信施設の良好な性能・機能維持を図るため、国土交通省電気通信施設点検基準等に基づく定期点検、機器の障害発生時における障害箇所の発見並びに軽微作業の臨時点検、及び災害等支援などを行うものである。

定期点検には、『総合点検』、『個別点検』、『巡回点検』等がある。

- ①総合点検：施設の総合的な性能・機能の確認を行う。
- ②個別点検：機器単体の性能・機能確認を行う。
- ③巡回点検：施設の環境に応じて機器の状態確認を行う。

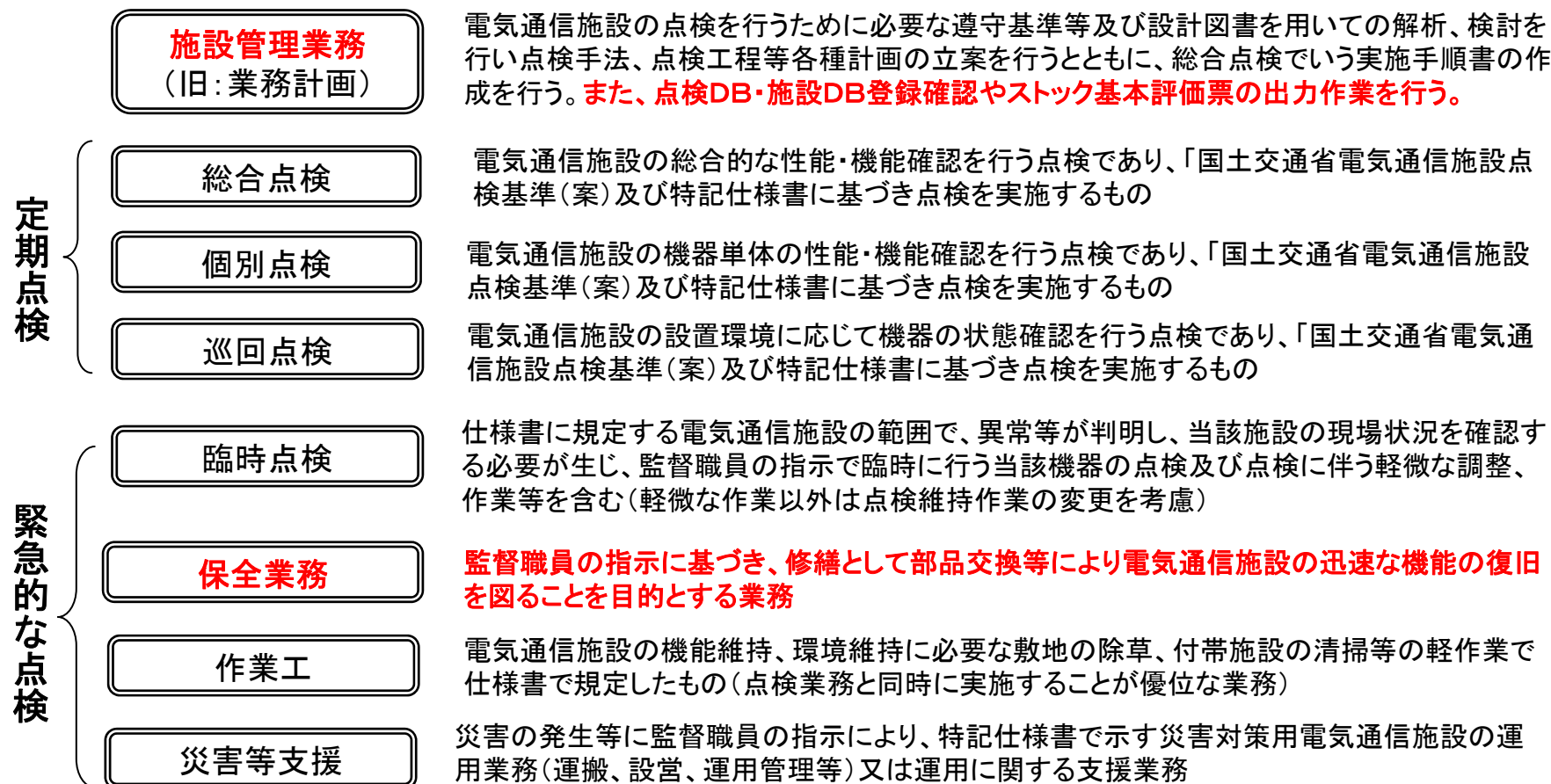
* 具体の点検内容、頻度については設備毎に定められている。又、現場設置環境等により別途配慮している場合がある。

例) 高圧受変電設備 総合点検：年2回
 個別点検：年2回
 巡回点検：年1回（必要に応じて）

詳細は、「国土交通省電気通信施設点検業務点検基準（案）」を参照。
（中部地方整備局HPに掲載）

1. 電気通信施設点検業務等の概要

(1) 電気通信施設点検業務とは



1. 電気通信施設点検業務等の概要

各点検項目の概要

総合点検

「総合点検」 1-1 ネットワーク

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月			
1	運用者等からの確認及び報告等	前回作業時以降のシステム動作状況等の確認及び作業結果概要の報告等を行う。					○		システム運用者等との連携及び効果的な作業実施	
2	ネットワークの確認	・事務所と本局または本局と本省間の伝送路を迂回ルートに切り替え設定し、現用伝送路の障害時等に対応するネットワークの迂回機能等を確認する。 ①光迂回ルートへの切り替え 基幹系/幹線系の光ファイバの物理的断状態を作る。 ②マイクロ迂回ルートへの切り替え 基幹系/幹線系の光ファイバの物理的断状態を作る。 ※点検系統図の基本は別図「ネットワーク総合点検系統図」による。 なお、ネットワークの健全性を確認するためのデータは、広帯域データ（CCTV映像等）と狭帯域データ（河川情報等）の2種類とする。					○		現用伝送路における障害時等の迂回機能等の健全性の確認	・迂回機能等を有する箇所の要員と連携し、伝送路の切り替えを実施。 [ネットワーク図を準備が必要] ・作業場所は本局または事務所

個別点検

巡回点検

「巡回点検」 3-2-1 高圧設備（閉鎖配電盤）1/2

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月			
1	外観、動作確認の確認	・端子、クランプ類の緩み、変形保護部の変色の有無を確認する。 ・異物、塵埃の付着の有無確認と清掃による汚損除去をする。 ・ケーブル引き込み口のシール状態及び小動物の侵入形態を確認する。 ・絶縁装置の損傷、変色の有無を確認する。 ・端子接続部の緩み、変色の有無を確認する。 ・制御ヒューズの断線、変形、変色の有無を確認する。 ・引込ケーブルの緩み、変色の有無を確認する。 ・ブレーク、ストップの変形の有無を確認する。 ・主回路断接点部の変色の有無を確認する。 ・制御ケーブルの緩み、変色の有無を確認する。 ・異物、塵埃の付着の有無確認と清掃による汚損除去をする。 ・侵入動物の侵入を確認する。 ・端子接続部の緩み、変色の有無を確認する。 ・絶縁装置の損傷、変形の有無を確認する。 ・異物、塵埃の付着の有無確認と清掃による汚損除去をする。 ・配線端子符号の確認をする。 ・接地線、接地端子接続部の緩み、変色、腐食、断線の有無を確認する。 ・保護継電器の確認をする。 ・特性試験は別紙（30-2、30-3継電器類共通事項）により確認する。 ・操作開閉器、切替開閉器 ・接触部の緩み、変色の有無を確認する。 ・絶縁装置の損傷、変形の有無を確認する。 ・異物、塵埃の付着の有無確認と清掃による汚損除去をする。 ・端子部の変色の有無を確認する。 ・ブレーク、ストップの緩み、変色の有無を確認する。 ・開閉具が正常であるの確認する。					○		設備の正常動作の確認 継電器（固定型）との適合 開閉具の動作確認	

「巡回点検」 4-1 道路トンネル非常用装置

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	使用測定器等	点検目的の概要	備 考
1	設置環境に応じた装置の点検確認	1. 制御装置・制御装置 ① 表示部の確認 ・表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。 ・警報表示板、補助警報表示板 ② 表示部の確認 ・表示部を確認し、不点表示子の有無を確認する。 ③ 見え方の確認 ・表示板前方から樹木等の障害が無く表示情報が判読できることを確認する。 ④ 制御装置または制御装置から表示項目、サイレン及び注意灯動作の指令を受け正常動作することを確認する。 ⑤ 表示部を清掃し、明瞭に判読できることを確認する。 2. モニタ装置 ① 表示部の確認 ・表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。 ② 制御装置及び制御装置から警報動作等を行い、モニタで監視表示が正常に行われることを確認する。 3. 押ボタン式通報装置 ① 表示部の確認 ・表示ランプを点灯し、球切れの有無を確認する。 ② 消火栓の確認 ・消火栓本体、安全栓、ホース等の外観を確認する。 ③ 機器本体の清掃等 ・機器等の内外面を清掃する。 4. 非常電話機 ① 表示部の確認 ・表示ランプを点灯し、球切れの有無を確認する。 ② 機器本体の清掃等 ・機器等の内外面を清掃する。 5. 誘導表示板 ① 表示部の確認 ・表示ランプを点灯し、球切れの有無を確認する。 ② 機器本体の清掃等 ・機器等の内外面を清掃する。					○		設置及び運用状況を考慮した状態確認	

1. 電気通信施設点検業務等の概要

電気通信施設点検基準（案）等は、ホームページで公開されています。

中部地方整備局のホームページ
<http://www.cbr.mlit.go.jp/>



クリックする
建設関係情報

「建設関係技術」の画面



クリックする
建設技術に関するページ

「平成25年度版 電気通信施設点検業務・
運転監視業務について」の画面

【電気通信施設点検業務】

電気通信施設点検業務共通仕様書(案)【平成20年2月】(PDF 275 KB)

電気通信施設点検基準(案)【総合点検】(PDF 1.75 MB)

電気通信施設点検基準(案)【個別点検】(PDF 6.56 MB)

電気通信施設点検基準(案)【巡回点検】(PDF 244 KB)

×バンドレダ雨量計設置点検基準(案)(PDF 192 KB)

簡易型交通量計設置点検基準(案)(PDF 127 KB)

非常電話機(電話試験・電話機能の確認)点検基準(案)(PDF 176 KB)

ITSスポット点検基準(案)(PDF 310 KB)

電気通信施設点検業務仕様書(案)(PDF 135 KB)

電気通信施設点検業務仕様書(案)標準歩掛表(案)(PDF 91 KB)

電気通信施設点検業務仕様書(案)標準歩掛表(案)(PDF 309 KB)

電気通信施設点検業務仕様書(案)標準歩掛表(案)(PDF 1.07 MB)

電気通信施設点検業務仕様書(案)標準歩掛表(案)(PDF 127 KB)

×バンドレダ雨量計設置点検業務仕様書(案)(PDF 124 KB)

簡易型交通量計設置点検業務仕様書(案)(PDF 79.4 KB)

非常電話機(電話試験・電話機能の確認)点検業務仕様書(案)(PDF 75.1 KB)

ITSスポット点検業務仕様書(案)(PDF 86 KB)

【電気通信施設運転監視業務】

電気通信施設運転監視業務共通仕様書(案)【平成20年2月】(PDF 188 KB)

電気通信施設運転監視業務仕様書(案)(PDF 11 KB)

「電気通信関係の仕様書等について」の画面



クリックする

「平成25年度版 電気通信施設点検業務・運転監視業務について」

「建設技術に関するページ」の画面



クリックする

情報通信技術関係の仕様書等について
(電気通信及び情報システム関係の仕様書や積算基準等について)

1. 電気通信施設点検業務等の概要

ホームページで閲覧できる、電気通信施設の点検基準及び積算基準等は次のとおり。

【電気通信施設点検業務】

- ・ 電気通信施設点検業務共通仕様書（案）
- ・ 電気通信施設点検基準（案）
 - 【総合点検】 ・ 【個別点検】 ・ 【巡回点検】
- ・ 電気通信施設点検基準（案）
- ・ 電気通信施設点検基準（案）標準歩掛表
 - 【業務計画等】 ・ 【総合点検】 ・ 【個別点検】 ・ 【巡回点検】

【電気通信施設運転監視業務】

- ・ 電気通信施設運転監視業務共通仕様書（案）
- ・ 電気通信施設運転監視業務積算基準（案）

1. 電気通信施設点検業務等の概要

(2) 点検業務の対象設備概要

【河川関係電気通信施設】

- ・ダム管理設備
- ・ゲート制御設備
- ・放流警報設備
- ・テレメータ設備（水位・雨量・水質・地震等）
- ・気象レーダ設備
- ・CCTVカメラ設備
- ・光ファイバケーブル（伝送設備含む）



【道路関係電気通信施設】

- ・道路照明、トンネル照明設備
- ・道路管理システム
- ・道路情報板
- ・共同溝管理設備
- ・テレメータ設備（雨量・地震等）
- ・CCTVカメラ設備
- ・光ファイバケーブル（伝送設備含む）



【共通(防災情報に関する)電気通信施設】

- ・ヘリコプター画像伝送設備
- ・衛星通信車、小型衛星設備
- ・事務所等の防災情報設備
- ・事務所の電力設備
- ・通信設備（鉄塔、通信機等を含む）



1. 電気通信施設点検業務等の概要

(3) 電気通信施設点検業務の概要

河川・道路等の管理設備、電気通信インフラ設備及び災害対策設備を、高い信頼性での安定稼働の確保を目的に、国土交通省電気通信点検基準等に基づき各設備の点検等を行い、河川・道路用電気通信施設の良好な性能、機能維持を図るものである。



通信インフラの点検
(無線・光ファイバ回線等)



点検基準に基づく定期点検
(測定器を用いた詳細点検等)



宮古市田老での災害対策機材の運用支援
(衛星通信機材の運用等)



河川・道路等管理設備の点検
(CCTVカメラ・各種テレメータ等)



各種作業工
(消耗部品の交換等)



障害発生時の臨時点検
(設備の被災状況の確認等)

1. 電気通信施設点検業務等の概要

(4) 電気通信施設点検業務等請負契約の特徴

点検業務等請負契約書より、次のとおりである。

① 監督体制

- ・発注者は監督職員（総括監督員、主任監督員、監督員）を定める。
受注者は業務の技術上の管理を行う管理技術者を定める。
- ・管理技術者は、業務の管理及び統括を行う外、契約金額の変更、履行期間の変更、契約金の請求及び受領等を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

② 契約金の支払い

- ・前払金はない。
- ・受注者は、検査に合格したときは、契約金額の支払を請求できる。
- ・受注者は、業務の完了前に、既履行部分に相応する契約金相当額の10分の9以内の額で部分払いを請求できる。（通常は年3回以内）

③ かし担保

- ・業務のかし期間は1年間。
- ・受注者の故意又は重大な過失によるかし期間は10年間。

2. 本年度改正点

1. 臨時点検・災害等支援の明確化

総移動距離等を、「見積参考資料」等に記載。総作業時間については仕様書で明記。

2. 点検移動距離等(臨時点検・災害等支援を除く)の明確化

総移動距離等を、「見積参考資料」等に記載。

3. 施設管理業務(試行)の追加

【試行】代表事務所(管理所)のみ

本業務においては、施設管理業務として次の項目を見込んでいる。なお、当初数量に増減があった場合は、受注者の責に帰する場合を除き契約変更の対象とする。なお、以下(2)(3)フォーマットについては、別途指示。

(1)総合点検における実施手順書の作成

(2)点検結果等の電子データ作成

(3)障害状況及び修理に関する内容等の電子データの作成

(4)設備毎のデータを判定基準値と比較し機器の状態等を技術的所見に整理

(5)設備等の完成図書及び過去の点検データと比較し、現状の機器機能の変化傾向について分析・解析を行い、技術的所見に整理

4. 保全業務(試行)の追加...平成25年度より試行

(1)本業務においては、臨時点検の原因特定等が完了後に実作業として切り替わった際に、保全業務として行う作業を示す。

(2)本業務において、次の項目を想定しているが、詳細の業務内容等については 別途協議のうえ指示する。

なお、当初数量に増減があった場合は、受注者の責に帰する場合を除き契約変更の対象とする。

作業人員：点検技術者1名、点検技術員1名の2人1組を原則とする。

1)設備修繕に必要な部品仕様等の資料作成作業

2)機能復旧に必要な小修繕作業

3)機能復旧に必要な予備品の交換作業

4)その他、機能維持に必要な作業

5. 基準書に定めのない歩掛の明示

6. 入札説明書のHPへの掲載(従来は公文書のみ掲載)

3. 電気通信施設点検業務等の入札手続き

(1) 入札・契約手続き

① 入札契約手続き（落札決定時期等）

- 1) 履行開始までの準備期間として概ね1ヶ月を確保。
- 2) 開札日時の分散を調整。

② 入札契約手続き（資料入手方法）

- 1) 入札説明書の中部地整HPへの掲載
（従前は、入札公告文のみ中部地整HPに掲載）
- 2) 仕様書、図面等の配布は託送も可
（ただし、託送の送料は企業負担）

国土交通省
中部地方整備局
2013.01.22

中部地方整備局（事務所含む）の電気通信施設点検業務等の発注情報（公告文・入札説明書）は、ホームページで公開されます。

[illegible]

入札・契約情報

発注元組織保持

中部地方整備局におおむね1年間の建設管理にまつての取組を継続しています。

平成25・26年度建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格について

- ①PRRRC(工事設計・コンサル)
 - 記憶喪失資料(国土交通省ホームページ)
 - 国土交通省中部地方整備局に申請書(1シート)と受発注の実績(7シート)を提出し、10日以内に中部地方整備局より入札式文書の送付が確認できればOK
- ②パワード・ネットの取得はこれから
 - 建設工事
 - 測量・コンサルタント等業務
- ③(インター・ネット申請)
 - 平成25・26年度 定期競争参加資格検査受検インテラーネット申請のご案内
 - 定期参加資格(工事)PDF(63 頁)
 - 定期参加資格(コンサル)PDF(48 頁)
- ④(競争申請)
 - 平成25・26年度競争参加資格検査受検申請・申請書の体裁表

工事

建設工事の入札・契約情報をご紹介します。

競争参加資格の申請は、こちら(平成27・28年度)

測量・建設コンサルタント等業務

測量・建設コンサルタント等業務の入札・契約情報をご紹介します。

競争参加資格の申請は、こちら(平成27・28年度)

物品・役務

物品・役務の入札・契約情報をご紹介します。

競争参加資格の申請は、こちら(定期・不定期競争申請・両用資格保持者向け(競争者へ))

定款・議決権(主権)についてはこちら

入札・契約情報



クリックする



国土交通省
中部地方整備局

整備局トップ > 物品・役務

物品・役務

一般競争入札公告

発注された一般競争契約案件の入札公告文をご覧になることができます。

入札結果

一般入札及び指名入札の結果をご覧になることができます。

仕様書等に関する質問書

仕様書等に関する質問を提出する場合の様式がダウンロードできます。

契約関係様式集

中部地方整備局が発注する契約関係様式がダウンロードできます。

[illegible]

4. 電気通信施設点検業務等の入札参加要件

(1) 競争参加資格

① 等級要件

国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の東海・北陸地域(※)の認定を受け、A、B、C又はD等級に格付けされる予定の者であること。(等級による参加制限はしない)

注. (※)長野県内は関東・甲信越地域
その他:平成25・26・27年度の認定は現在申請中

統一資格審査申請受付サイトのURLはつぎのとおり。
(URL:<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>)

中部地整の競争参加資格審査に関する問い合わせ先
〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
国土交通省中部地方整備局総務部契約課調査係

なお、競争参加資格を申請中の場合であって、当該資格審査が落札決定までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効。

4. 電気通信施設点検業務等の入札参加要件

② 企業の業務履行実績要件

- 1) 平成10年度以降(15年間)において、国の機関、政府関係機関、都道府県・政令指定都市、市町村、災害対策基本法に規定する指定公共機関(電力、通信、ガス、鉄道事業者等)または、地方公社(地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社等)が発注した点検業務、工事(電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事)を元請けで受注し、当該契約の対象設備が次のいずれかであること。

■ 履行実績対象設備(例)

- ・発動発電設備
- ・高圧(又は特別高圧)受変電設備
- ・多重無線設備
- ・ダム(又は堰)放流制御設備
- ・防災情報システム(防災の用に供する情報の収集、加工、上位局への伝送機能を有するもの)
etc.

- 2) 特定の設備区分の業務もしくは1,500万円以下の業務においては、次の a. 又は b. であること。
- a. 上記 1) の発注機関が発注した点検業務、工事(電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事)を元請で受注、若しくは点検業務の再委託で受注し、当該契約の対象設備が次のいずれかであること。
- b. 民間企業が発注した点検業務を元請けで受注し、当該契約の対象設備が次のいずれかであること。

■ 点検業務履行実績対象設備(例)

- ・発動発電設備
- ・高圧(又は特別高圧)受変電設備
- ・多重無線設備
- ・防災情報システム(防災の用に供する情報の収集・加工・上位局への伝送機能を有すること)

なお、特定の設備区分とは、電気設備、無線設備、道路情報表示設備、ダム放流制御設備等のうち、単一種類の設備区分をいう。

※ 競争参加資格申請時に、履行実績の証明が必要です。

4. 電気通信施設点検業務等の入札参加要件

③ 配置予定管理技術者の資格要件

下記 1) ～ 4) のいずれかの要件を満足し、「電気通信施設点検業務積算基準（案）」に示すいずれかの設備の履行実績を有すること。

1) 電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、以下に示す期間以上の業務経験を有する者。

- ・ 学校教育法による大学、短期大学 3 年以上
- ・ 学校教育法による高等専門学校 3 年以上
- ・ 学校教育法による高等学校 5 年以上

（注）学校教育法による専修学校（専門学校等）の学科卒業は認めない。

2) 次のいずれかの資格を有する者で、業務経験が 3 年以上あること。

- ・ 技術士（総合技術監理部門（電気電子）又は電気電子部門）
- ・ 1 級電気工事施工管理技士
- ・ 第 1 級陸上特殊無線技士の操作範囲を含む無線従事者
- ・ 電気主任技術者
- ・ 第 1 種電気工事士

3) 上記以外のもので、7 年以上の業務経験を有する者。

④ 管理技術者の勤務地

管理技術者は、○時間以内に、履行場所（事務所等）へ到達できる勤務地であること。

⑤ 管理技術者の兼務

管理技術者は、国土交通省発注の他の点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することが出来る。ただし、兼務する場合の手持ち業務量は、2 億円未満かつ 5 件以下であること。

（本業務を含み、契約済み及び特定後未契約のものを含む。）

⑥ 配置予定管理技術者の複数申請

競争参加資格確認申請時に提出する配置予定管理技術者は、複数名を申請できる。（最大 3 名）

5. 電気通信施設点検業務等の履行環境

(1) 定期点検

① 点検の実施時期

点検実施時期を指定又は、別途協議する設備は特記仕様書に規定し、それ以外の設備の点検実施時期は請負者の業務計画によることを特記仕様書に明記する。

* 点検実施時期を指定する設備の例

- ・ダム(堰)管理制御設備：○～6月、○月～3月（出水期間以外）
- ・レーダ雨（雪）量計システム：12ヶ月点検 別途協議
- ・〇〇トンネル非常用設備：12ヶ月点検 8月中旬
（トンネル設備一斉点検の指定日、別途指示）

2) 点検日時は原則として職員の勤務時間内とし、勤務時間外に実施を指定する設備は特記仕様書に明記する。

(2) 臨時点検・災害等支援等

① 業務量の明示

1) 臨時点検・災害等支援の業務量（時間）を仕様書で規定し、それ以上となる可能性がある場合には事前に協議を実施。

2) 臨時点検・災害等支援において割増賃金の支払いが生じるため、時間区分を仕様書で規定する。

* 仕様書で規定する時間区分の例

- ・平日（22:00～翌日5:00迄の時間帯は除く）
- ・休日（22:00～翌日5:00迄の時間帯は除く）
- ・平日の深夜の時間帯（22:00～翌日5:00）
- ・休日の深夜の時間帯（22:00～翌日5:00）

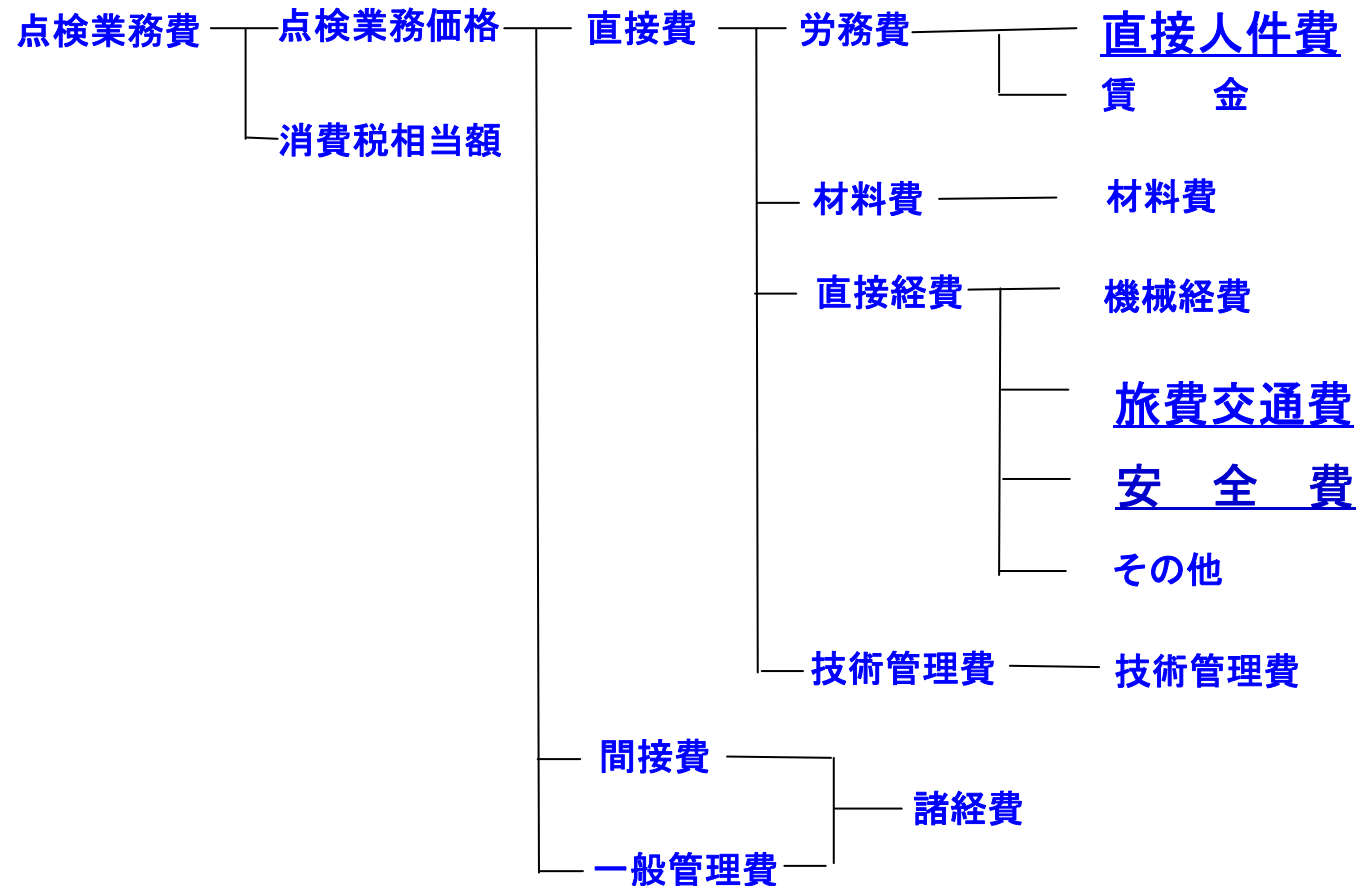
（※）休日とは、官公庁の閉庁日を指す。

なお、法定労働時間を超過して作業を行った場合は、設計変更の対象とする。

（※）事前に、休日振替可能な場合は、平日の区分となる。

6. 電気通信施設の点検基準(案) ・ 積算基準(案)

点検業務費の構成



(電気通信施設点検基準業務積算基準(案)より)

6. 電気通信施設の点検基準(案) ・ 積算基準(案)

電気通信施設点検業務 標準歩掛表

- (1) 本歩掛は、「電気通信施設点検基準(案)」に基づき点検業務を行う場合の標準歩掛を示すもで、必ずしもすべてについて、適用し得るものではなく、実際の運用に当たっては、この標準歩掛を基準にして、次のような諸条件を勘定して歩掛を決定するものとする。
 - ア. 点検対象物件の地形及び立地条件
 - イ. 点検業務等仕様の内容
 - ウ. その他特殊条件
- (2) 本歩掛は、点検1回当たりの人員である。
- (3) 1組とは機器標準仕様書において、現用機及び予備機について構成されるものをいう。なお、現用機のみの場合は、本歩掛の60%とする。
- (4) 本歩掛には、点検業務を行う場合に、必要な通常の準備及び後片づけを含むものとする。
- (5) 対向を必要とする場合は、実情に合わせて、別途算出するものとする。
- (6) 点検業務における無線局間等の移動時間については、別途積算し、必要な人員を計上するものとする。
- (7) 交通誘導員、交通誘導用機材、リフト車が必要な場合は、別途計上するものとする。

※ 電気通信施設点検基準業務積算基準(案)より

6. 電気通信施設の点検基準(案) ・ 積算基準(案)

直接人件費

① 標準歩掛以外の歩掛

標準歩掛に定めのない積算歩掛を、見積参考資料に明示。

旅費・交通費

① 旅費・交通費

当該点検業務を実施するのに要する点検技術者、点検技術員の旅費・交通費。

その算定は、次の法律等に準ずる。

- 1) 国家公務員等の旅費に関する法律
- 2) 国土交通省所管旅費取扱規則
- 3) 国土交通省日額旅費支給規則

② 積算根拠

点検周期毎の移動距離、移動手段、日当、移動拘束費を見積参考資料に明示。

但し、発注者の都合（点検対象箇所を増減等）により、変更が生じた場合は変更契約の対象とするが、受注者の都合による変更は変更契約の対象としない。

安全費

① 安全費

安全費で計上する内容は、次のとおり。

- 1) 安全教育等に要する費用
- 2) 安全施設（表示板、標識、保安灯、バリケード等）の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料（標準的な規制図に記載されているもの）
- 3) 船舶使用による安全救命具等の損料
- 4) 安全用品等の費用（高所作業用安全帯及び高所作業用用品）
- 5) 現場条件等により安全対策上必要な費用（交通誘導員 等）

② 計上方法

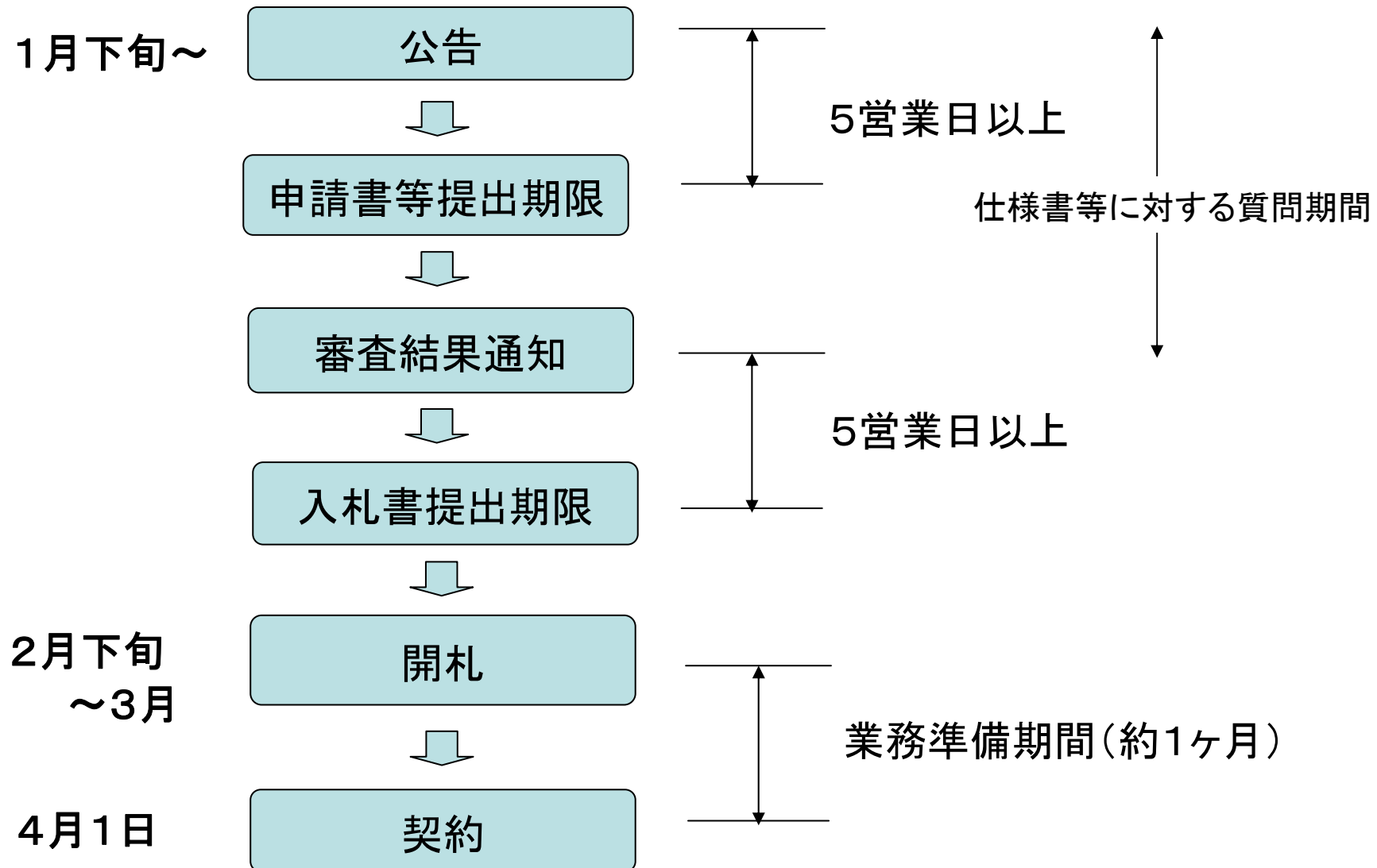
- 1) 安全費で計上する内容で安全費率に含まれる部分は、上記①の1) から4) までとし、次式により計算する。

安全費（率計上分）＝労務費×安全比率（2. 5%）

- 2) 上記①の5) については仕様書に明示し、別途積み上げ計算により計上する。
（作業区分（昼間、夜間）、交替要員の有無の区分等あり）

7. 電気通信施設点検業務等の発注スケジュール

今後の発注予定スケジュール



8. その他

この資料の入札参加要件等は標準案であり、各事務所発注業務の入札公告・説明書等で詳細をご確認願います。

資料についての問い合わせ先

中部地方整備局 企画部 情報通信技術課 課長補佐（伊藤）
基準係長（伊知地）
電気係長（山田）

電話（０５２）９５３－８１５７（直通）

－ 以 上 －